



川崎市景観計画

概要版

川崎市

まちづくり局計画部 景観担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 TEL:044-200-3022/044-200-3025 FAX:022-200-3969
E-mail: 50keikan@city.kawasaki.jp

平成19年12月作成
(平成30年3月)

川崎市景観計画とは

川崎市景観計画は、景観法第8条第1項の規定に基づく法定計画です。良好な景観を保全し、また、地域の特性にふさわしい新たな景観を創出するため、本市の景観形成のマスタープランとして、景観の形成に関する方針、行為の制限などを定めています。

計画の区域

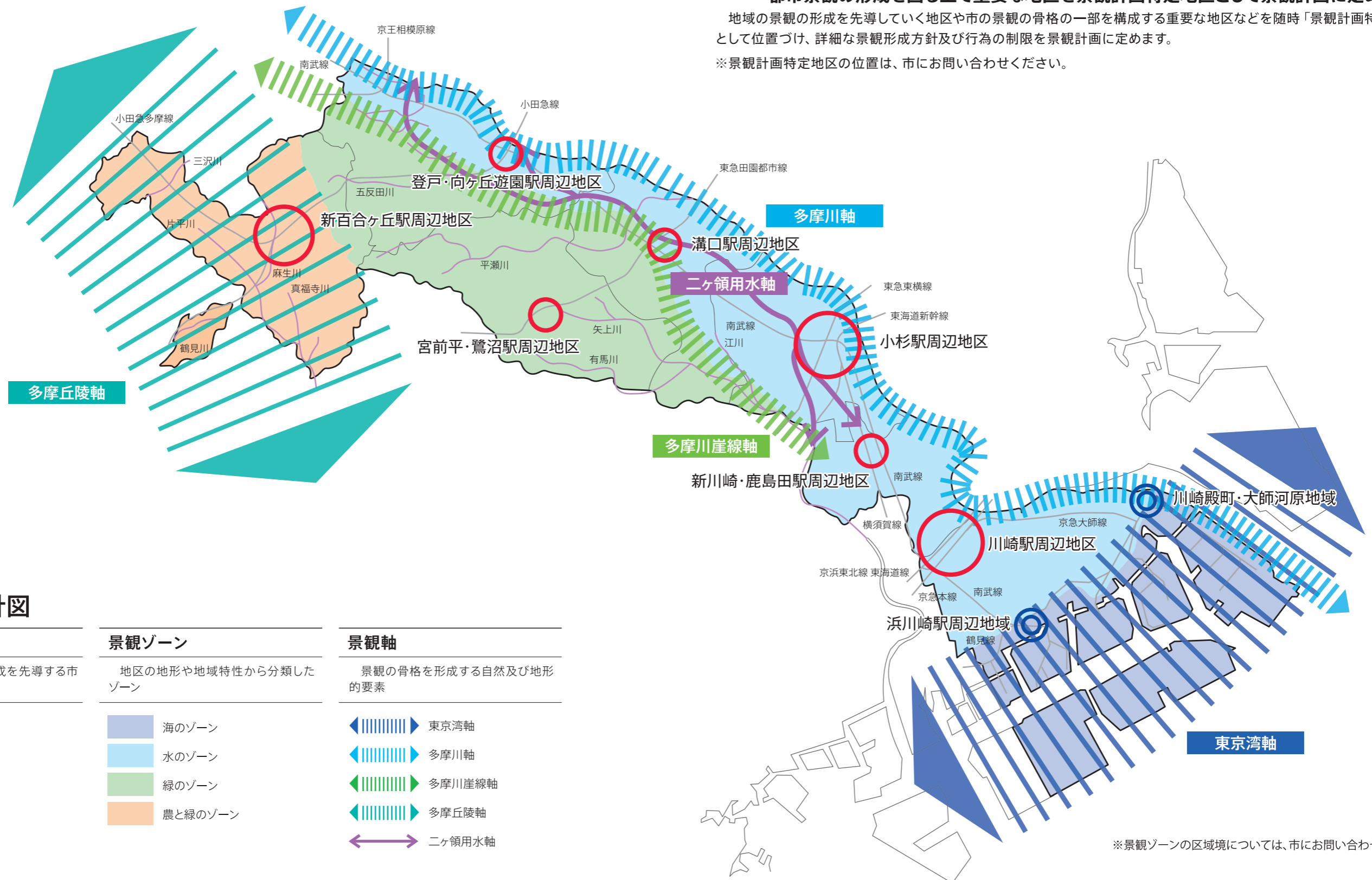
—— **川崎市全域を景観計画区域とします。**

景観法に基づく制度の多くは、景観計画区域内であることを条件としています。川崎市全域を景観計画区域として定め、それらの制度の活用を推進します。

—— **都市景観の形成を図る上で重要な地区を景観計画特定地区として景観計画に定めます。**

地域の景観の形成を先導していく地区や市の景観の骨格の一部を構成する重要な地区などを随時「景観計画特定地区」として位置づけ、詳細な景観形成方針及び行為の制限を景観計画に定めます。

※景観計画特定地区の位置は、市にお問い合わせください。



景観形成方針図

都市拠点

市街地の良好な景観形成を先導する市の拠点

- 広域拠点
- 地域生活拠点
- ◎ 臨海都市拠点

景観ゾーン

地区の地形や地域特性から分類したゾーン

- 海のゾーン
- 水のゾーン
- 緑のゾーン
- 農と緑のゾーン

景観軸

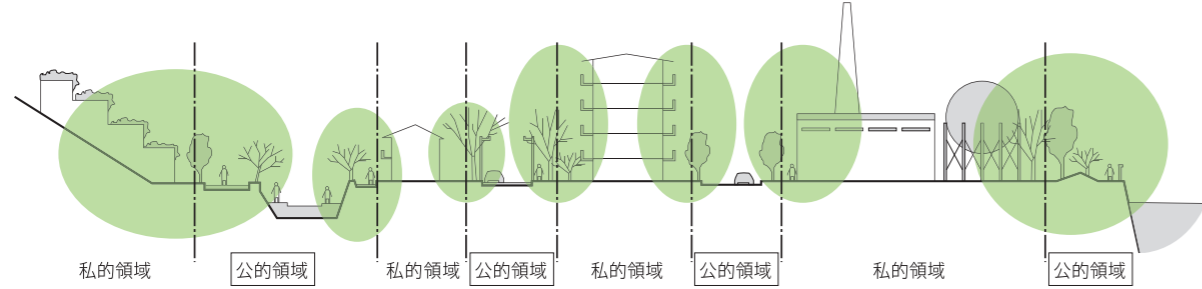
景観の骨格を形成する自然及び地形的要素

- ▬ 東京湾軸
- ▬ 多摩川軸
- ▬ 多摩川崖線軸
- ▬ 多摩丘陵軸
- ↔ 二ヶ領用水軸

※景観ゾーンの区域境については、市にお問い合わせください。

良好な景観の形成に関する方針

「持続可能な社会」と「市民・事業者・市との協働による川崎らしさ」を実現するためには、誰もが心の中に「コモン」の精神をもつことが必要です。また、コモンを空間としてとらえると、私的な領域と公的な領域の境目に位置する景観上の共有領域であるコモンスペースが一体的に調和し、連続することで、良好な景観が形成されます。



● コモンスペース

※「コモン」という言葉は、共通、共有、互いに役立つなどと訳されます。

コモンの精神

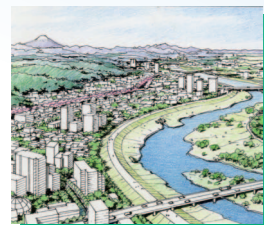
基本目標

基本理念 かわさき百年の風土記づくり

魅力ある景観の広がり風景を育て、時を重ねて風土を紡ぐ

「国家百年の計」と言われるように、社会状況がめまぐるしく変化する中においても、百年単位の展望が必要なものがあります。都市の景観形成は、まさにそれに値します。

成長を前提とする社会から持続型社会への転換が求められる時代のなかで、本市の景観形成においては、長い年月を経ても価値感を失わない魅力ある景観を創造することや地域の大切にすべき資源を発見し調和させながら受け継ぐことが大切と考えます。



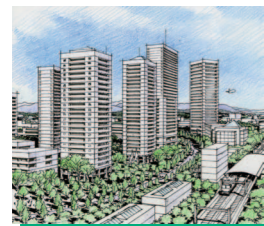
目標1

川崎を形づくる骨格を際立たせる景観づくり



目標3

地域特性を活かした身近な街なみの景観づくり



目標2

個性と魅力ある川崎の顔となる景観づくり



目標4

市民・事業者・市の協働による景観づくり

私的領域の景観を担う「市民・事業者」と公的領域の景観を担う「市」の協働により、コモンスペースにおける景観の調和を図ることで、魅力ある川崎らしい景観を創出します。

事業者の役割

土地の利用等の事業活動において、良好な景観形成に努める。

市民の役割

積極的に身近な生活環境の景観形成に努める。

協働

市の役割

良好な景観形成を行うために、市域の特性に応じた施策を策定・実施する。

役割分担

景観形成方針



街に一粒の「種」を植えることから百年の風土記づくりを始めましょう。

基本理念では、「景観」「風景」「風土」を次のとおり定義します。

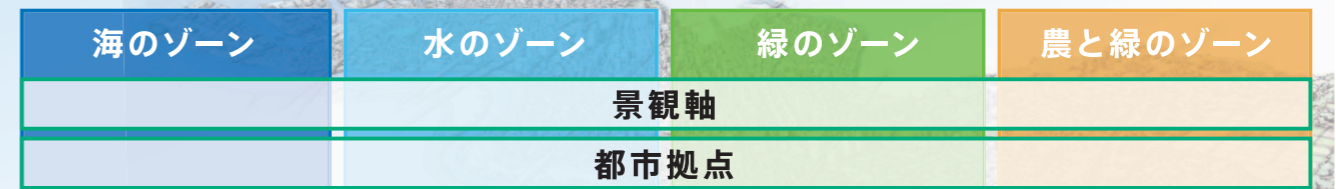
景観 個々の建物の外壁、屋根、植栽等と道路、街路樹、街灯などの様々な要素が調和して形成されたもの
風景 景観が時間の経過とともに連続して、広がりを持って形成されたもの
風土 風景が歴史を重ね、人々の生活や文化として定着したもの

■景観作法

- 1 周辺環境を読み取る。
- 2 周辺との調和と魅力の創出に配慮する。
- 3 コモンスペースの連続性に配慮する。
- 4 潤いをあたえる緑や水の空間を演出する。

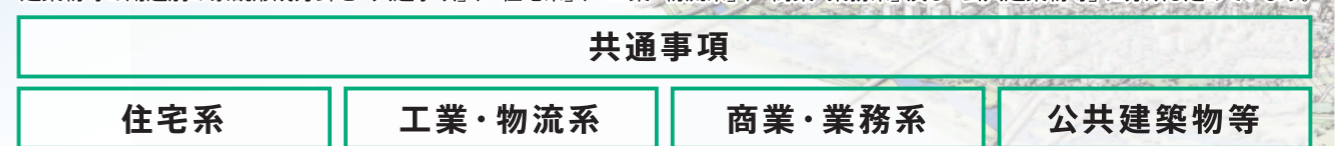
■市域の骨格をつくる景観形成方針

本市の景観の骨格となる4つの「景観ゾーン」、5つの「景観軸」、9つの「都市拠点」の景観形成方針を定めています。

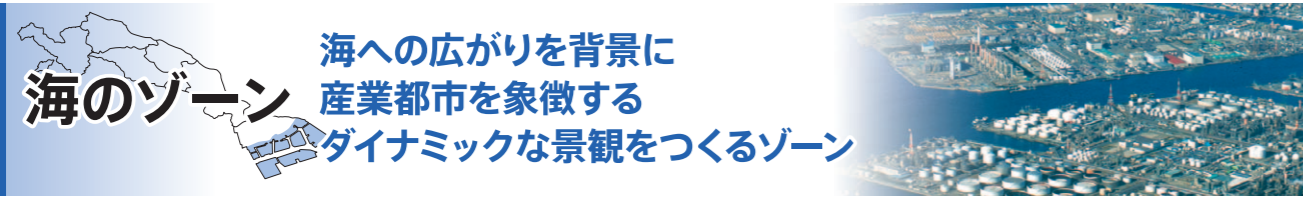


■建築物等の用途別の景観形成方針

建築物等の用途別の景観形成方針を「共通事項」、「住宅系」、「工業・物流系」、「商業・業務系」及び「公共建築物等」に分類して定めています。



市域の骨格をつくる景観形成方針



ゾーンの景観形成方針

- 1 工業・物流系のダイナミックな産業景観を生かした質の高いデザインにより、活力を感じる景観の形成をめざす。
- 2 親水空間のネットワークの形成を図り、海を意識した魅力ある水辺の景観の形成をめざす。
- 3 川崎市臨海部色彩ガイドラインに基づいた色彩計画による、調和のとれた活力のある景観の形成をめざす。
- 4 市街地と海を結ぶ緑のネットワークの形成と工場、物流施設等の沿道の緑化などによる連続的な緑の景観の形成をめざす。
- 5 多摩川などの自然的な資源を大切に景観の形成をめざし、地域らしさを生かした市民の発意による主体的な景観づくりの活動を支援する。
- 6 建築物等の外観の基調となる色彩は、「基本とする色彩」を使用し、海のゾーンにふさわしい調和のとれた景観の形成をめざす。

基本とする色彩

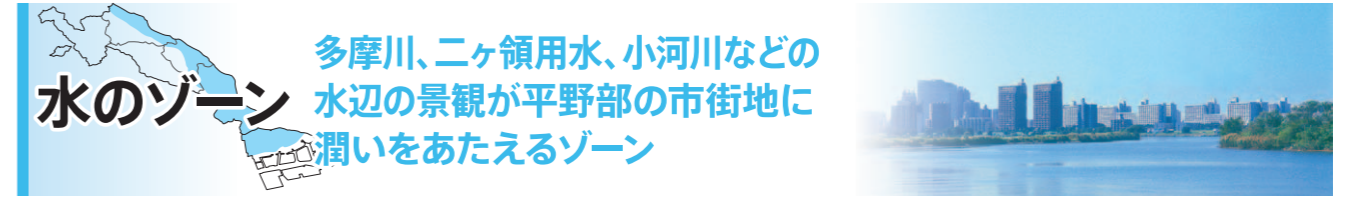
ただし、川崎市臨海部色彩ガイドラインに基づき策定した色彩計画による場合、素材本来の色彩を活かした自然素材を用いる場合、一定の街区単位で使用する色彩に共通性をもたせる場合など、良好な景観の形成を図ることができる場合には、基本とする色彩以外を使用できるものとする。

| | 色相 | 明度 | 彩度 |
|--------|---------------|----|-----|
| R系 | 0 R～9.9 R | — | 4以下 |
| Y R系 | 0 Y R～9.9 Y R | — | 6以下 |
| Y系 | 0 Y～4.9 Y | — | 6以下 |
| | 5.0 Y～9.9 Y | — | 4以下 |
| その他の色相 | | — | 2以下 |

*代表する色相のカラーチャートを10ページに示します。

ゾーンの景観軸及び都市拠点

| | | |
|------|-------------|--|
| 景観軸 | 多摩川軸 | <ol style="list-style-type: none"> 1 多摩川の自然や海へとつながる開放感ある河口の景観を生かし、水辺を際立たせる景観の形成をめざす。 2 多摩川景観形成ガイドラインに基づいた、多摩川とまちが響きあう景観の形成をめざす。 |
| | 東京湾軸 | 海の潤いを感じる快適な空間の創出により憩いの場を演出するとともに、ダイナミックな産業景観を生かした景観の形成をめざす。 |
| 都市拠点 | 川崎殿町・大師河原地域 | <ol style="list-style-type: none"> 1 羽田空港への近接性や多摩川に面する優れた地域特性を生かし、臨海部の新しい拠点として魅力ある複合市街地の景観の形成をめざす。 2 多摩川と調和した潤いを感じる景観の形成をめざす。 |
| | 浜川崎駅周辺地域 | <ol style="list-style-type: none"> 1 研究開発機能と良好な居住機能等が調和した臨海部の新しい拠点として魅力ある複合市街地の景観の形成をめざす。 2 市街地から海辺への連続した歩行者空間の創出により、快適で潤いを感じる景観の形成をめざす。 |



ゾーンの景観形成方針

- 1 背景となる多摩川の水辺や丘陵部の緑に映える、潤いや親しみを感じる景観の形成をめざす。
- 2 商店街では、親しみやすく賑わいがある中でも、秩序ある景観の形成をめざす。
- 3 工場と住宅が混在する場所では、働く場と生活の場の調和がとれた景観の形成をめざす。
- 4 河川などの水辺に沿う場所では、水辺空間と調和した景観の形成をめざす。
- 5 農地と住宅が混在する場所では、農地の潤いを生かした景観の形成をめざす。
- 6 大規模な土地利用転換に伴う緑の創出と多摩川、二ヶ領用水、小河川などの水辺空間と調和した緑化などによる効果的な緑の景観の形成をめざす。
- 7 川崎大師などの寺社、旧街道などの歴史的な資源や多摩川、二ヶ領用水などの自然的な資源を大切に景観の形成をめざし、地域らしさを生かした市民の発意による主体的な景観づくりの活動を支援する。
- 8 建築物等の外観の基調となる色彩は、「基本とする色彩」を使用し、水のゾーンにふさわしい調和のとれた景観の形成をめざす。

基本とする色彩

ただし、素材本来の色彩を活かした自然素材を用いる場合、一定の街区単位で使用する色彩に共通性をもたせる場合など、良好な景観の形成を図ることができる場合には、基本とする色彩以外を使用できるものとする。

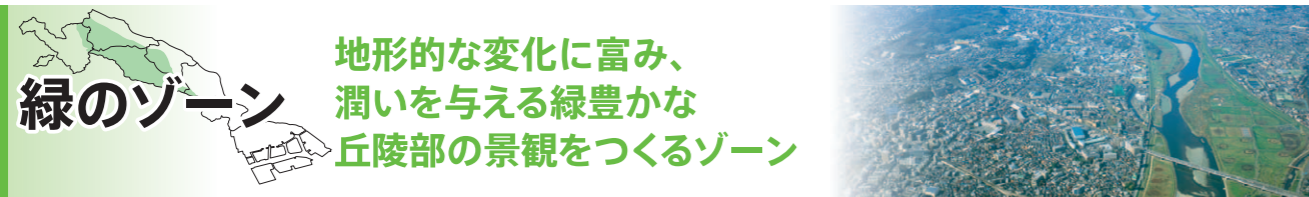
| | 色相 | 明度 | 彩度 |
|--------|-----------------|-------------------------|-------------------|
| R系 | 0 R～9.9 R | 8以上 3以上8未満 | 1以下 2以下 |
| Y R系 | 0 Y R～4.9 Y R | 5以上 3以上5未満 | 2以下 4以下 |
| | 5.0 Y R～9.9 Y R | 8以上 5以上8未満 3以上5未満 | 2以下 4以下 6以下 |
| Y系 | 0 Y～4.9 Y | 8以上 5以上8未満 3以上5未満 | 2以下 4以下 6以下 |
| | 5.0 Y～9.9 Y | 8以上 3以上8未満 | 1以下 2以下 |
| その他の色相 | | 8以上 3以上8未満 | 1以下 2以下 |

*代表する色相のカラーチャートを10ページに示します。

ゾーンの景観軸及び都市拠点

| | | |
|------|---------------|---|
| 景観軸 | 多摩川軸 | <ol style="list-style-type: none"> 1 多摩川の自然や広がりある開放的な景観を生かし、水辺を際立たせる景観の形成をめざす。 2 河川敷での多様な市民活動による賑わいと憩いの場を演出する景観の形成をめざす。 3 多摩川景観形成ガイドラインに基づいた、多摩川とまちが響きあう景観の形成をめざす。 |
| | 多摩川崖線軸 | 崖線軸の稜線を大切に、背景となる緑と調和した景観の形成をめざす。 |
| | 二ヶ領用水軸 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市街地に潤いをあたえる水辺空間を生かした水を親しむ景観の形成をめざす。 2 親水整備された水路沿いでは、commonsを意識し、水路の親水性を引き立たせ、潤いある空間が連続する景観の形成をめざす。 3 水辺を演出する取り組みや歴史を伝える取り組みなどの多様な市民活動を生かした、幅広い取り組みによる景観の形成をめざす。 |
| 都市拠点 | 川崎駅周辺地区 | <ol style="list-style-type: none"> 1 駅東西の機能分担に合わせた、それぞれの顔にふさわしい魅力と活力ある景観の形成をめざす。 2 駅東西の歩行者の回遊による、賑わいと活気のある景観の形成をめざす。 |
| | 小杉駅周辺地区 | <ol style="list-style-type: none"> 1 小杉駅を中心に、計画的に誘導した高層の建物群により、群としての一体感とそれぞれの建物の個性がバランスよく保たれた新しい景観の形成をめざす。 2 既存商店街と新たな商業施設が調和した、秩序と賑わいのある商業景観の形成をめざす。 3 多摩川や二ヶ領用水などの景観資源を生かした水と緑の潤いを感じる景観の形成をめざす。 |
| | 溝口駅周辺地区 | <ol style="list-style-type: none"> 1 商業地として発展してきた特性を生かし、回遊性の高い、商業地の核となる活気のある景観の形成をめざす。 2 多摩川崖線の斜面緑地、二ヶ領用水、大山街道などの景観資源を大切に景観の形成をめざす。 |
| | 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区 | <ol style="list-style-type: none"> 1 多摩川崖線の斜面緑地を背景として生かすとともに、緑の連続性にも配慮した景観の形成をめざす。 2 緑豊かな落ち着いた住宅地や賑わいのある商業地など、区画整理による新たな市街地にふさわしい個性ある景観の形成をめざす。 3 多摩川、生田緑地、二ヶ領用水、津久井道などの景観資源を生かした景観の形成をめざす。 |
| | 新川崎・鹿島田駅周辺地区 | <ol style="list-style-type: none"> 1 新たなものづくり・研究開発機能の導入により洗練された景観の形成をめざす。 2 複合的な土地利用が調和した、魅力ある景観の形成をめざす。 3 二ヶ領用水や加瀬山などの景観資源を生かした潤いある景観の形成をめざす。 |

市域の骨格をつくる景観形成方針



ゾーンの景観形成方針

- 1 丘陵部の緑に映える、緑豊かで落ち着きを感じる景観の形成をめざす。
- 2 坂や丘などの起伏を生かした地域らしさを感じる景観の形成をめざす。
- 3 商店街では、親しみやすく賑わいがある中でも、秩序ある景観の形成をめざす。
- 4 河川などの水辺に沿う場所では、水辺空間と調和した景観の形成をめざす。
- 5 農地と住宅が混在する場所では、農地の潤いを生かした景観の形成をめざす。
- 6 地形の変化を生かした緑化による遠景、中景を意識した丘陵部が際立つ緑の景観の形成をめざす。
- 7 寺社などの歴史的な資源やまとまった樹林地などの自然的な資源を大切にしたい景観の形成をめざし、地域らしさを生かした市民の発意による主体的な景観づくりの活動を支援する。
- 8 建築物等の外観の基調となる色彩は、「基本とする色彩」を使用し、緑のゾーンにふさわしい調和がとれた景観の形成をめざす。

基本とする色彩

ただし、素材本来の色彩を活かした自然素材を用いる場合、一定の街区単位で使用する色彩に共通性をもたせる場合など、良好な景観の形成を図ることができる場合には、基本とする色彩以外を使用できるものとする。

| | 色相 | 明度 | 彩度 |
|--------|-----------------|--------|-----|
| R系 | 0 R～9.9 R | 8以上9未満 | 1以下 |
| | | 3以上8未満 | 2以下 |
| Y R系 | 0 Y R～4.9 Y R | 5以上9未満 | 2以下 |
| | | 3以上5未満 | 4以下 |
| | 5.0 Y R～9.9 Y R | 8以上9未満 | 2以下 |
| | | 3以上8未満 | 4以下 |
| Y系 | 0 Y～4.9 Y | 8以上9未満 | 2以下 |
| | | 3以上8未満 | 4以下 |
| | 5.0 Y～9.9 Y | 8以上9未満 | 1以下 |
| | | 3以上8未満 | 2以下 |
| その他の色相 | | 3以上9未満 | 1以下 |

*代表する色相のカラーチャートをP10に示します。

ゾーンの景観軸及び都市拠点

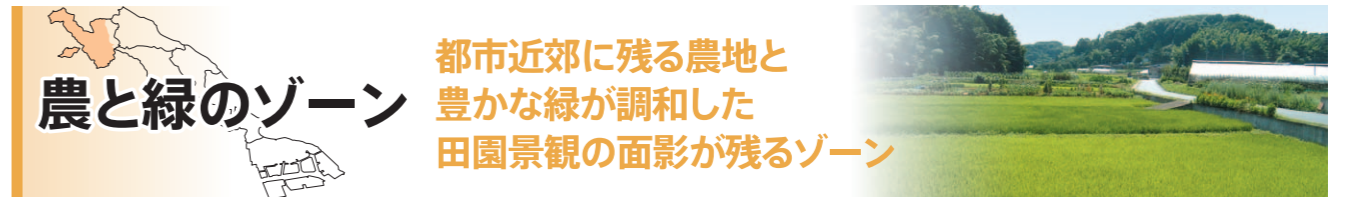
| | | |
|------|-------------|---|
| 景観軸 | 多摩川崖線軸 | 斜面緑地の緑を大切に、緑と地形の連続性を生かした景観の形成をめざす。 |
| 都市拠点 | 宮前平・鷺沼駅周辺地区 | 1 駅近辺の都市的な商業地と近接する緑豊かな低層の住宅地が調和した地域生活拠点にふさわしい魅力ある景観の形成をめざす。 2 地形の高低差が作り出す変化や坂道などの特性を生かした景観の形成をめざす。 |

建築物等の用途別の景観形成方針

「共通事項」、「住宅系」、「工業・物流系」、「商業・業務系」、「公共建築物等」の用途別の景観形成方針の項目を以下に示します。

| | | |
|----|----------------------|--|
| 項目 | 周辺環境との調和及び建築物等の配置・規模 | 街区や道路との位置関係を把握し場所性を生かす／水辺や丘陵部の緑へ視線が抜ける工夫／斜面緑地の地形を生かした計画／周辺の緑との調和／など |
| | 建築物等の形態・意匠 | ランドマークとなる建築物等はシルエットやスカイラインに配慮／高層の建築物等は頂部、中間部、低層部の区別を意識／長大な壁面は圧迫感の軽減を工夫／など |
| | 建築物等の外観の色彩・素材 | 基調色として使用する色彩は景観形成方針（P5～P8）に配慮／アクセントカラーは各壁面の5分の1未満の面積で周辺に十分配慮／外壁材は経年劣化を考慮／など |
| | 建築付帯設備 | 本体と一体化したデザイン／街なみから目立たせない工夫／屋上設備類を周辺から見えにくくする／など |
| | 敷地境界及び敷地内の外構 | 道路との連続性と開放性に配慮／緑化などによる潤いを演出／オープンスペースの配置、舗装、植栽は道路との調和を工夫／高い擁壁は圧迫感の軽減や修景を工夫／など |
| | 駐車場・ゴミ置場・その他の外構付帯工作物 | 駐車場（立体駐車場を含む）、駐輪場、ゴミ置場などは街なみから目立たせない工夫／自動販売機の設置は街なみとの調和を工夫／など |
| | 屋外照明 | 点滅するもの、光の色が極端に変化するもの、回転サーチライトなど、周辺に光害を与える恐れのある光源や器具は避ける／など |
| | 屋外広告物 | 節度あるデザイン／設置数を抑え、集約化した統一的なデザイン／高層部に設ける屋上広告物や突出型広告物は避ける／光の点滅や色が変化するものは避ける／など |

※詳細は、市にお問い合わせください。



ゾーンの景観形成方針

- 1 農と緑に調和した、のどかな景観の形成をめざす。
- 2 商店街では、親しみやすく賑わいがある中でも、秩序ある景観の形成をめざす。
- 3 河川などの水辺に沿う場所では、水辺空間と調和した景観の形成をめざす。
- 4 農地と住宅が混在する街区では、農地の潤いを生かした景観の形成をめざす。
- 5 農と緑によるのどかな景観を意識した緑化によるまとまりある緑の景観の形成をめざす。
- 6 まとまった農地や樹林地などの自然的な資源を大切にしたい景観の形成をめざし、地域らしさを生かした市民の発意による主体的な景観づくりの活動を支援する。
- 7 建築物等の外観の基調となる色彩は、「基本とする色彩」を使用し、農と緑のゾーンにふさわしい調和がとれた景観の形成をめざす。

基本とする色彩

ただし、素材本来の色彩を活かした自然素材を用いる場合、一定の街区単位で使用する色彩に共通性をもたせる場合など、良好な景観の形成を図ることができる場合には、基本とする色彩以外を使用できるものとする。

| | 色相 | 明度 | 彩度 |
|--------|-----------------|--------|-----|
| R系 | 0 R～9.9 R | 8以上9未満 | 1以下 |
| | | 3以上8未満 | 2以下 |
| Y R系 | 0 Y R～4.9 Y R | 5以上9未満 | 2以下 |
| | | 3以上5未満 | 4以下 |
| | 5.0 Y R～9.9 Y R | 8以上9未満 | 2以下 |
| | | 3以上8未満 | 4以下 |
| Y系 | 0 Y～4.9 Y | 8以上9未満 | 2以下 |
| | | 3以上8未満 | 4以下 |
| | 5.0 Y～9.9 Y | 8以上9未満 | 1以下 |
| | | 3以上8未満 | 2以下 |
| その他の色相 | | 3以上9未満 | 1以下 |

*代表する色相のカラーチャートをP10に示します。

ゾーンの景観軸及び都市拠点

| | | |
|------|------------|--|
| 景観軸 | 多摩丘陵軸 | 「黒川」、「岡上」、「早野」の「緑と農の3大拠点」をつなぐ連なりのある丘陵地の緑を生かして、農と緑が際立つ、素朴でのどかな景観の形成をめざす。 |
| 都市拠点 | 新百合ヶ丘駅周辺地区 | 1 緑と調和し、芸術と文化の香りがする落ち着きや暖かみを感じる景観の形成をめざす。 2 商業、業務機能が集積した中心地では、華やかさがある中でも秩序ある景観の形成をめざす。 3 背景の緑と調和した景観の形成をめざす。 |

景観計画特定地区の景観形成方針

景観計画特定地区では、各地区の特徴に応じた景観形成方針を地区ごとに定めています。

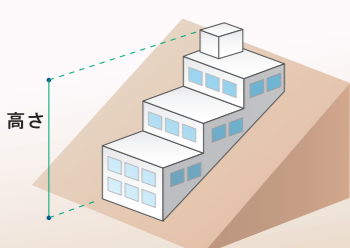
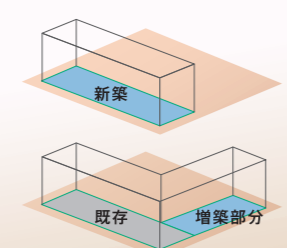
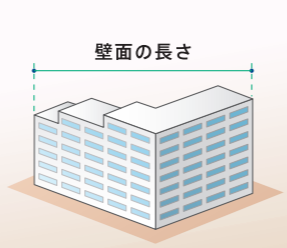
※具体的内容は、市にお問い合わせください。

行為の制限

■市全域（景観計画特定地区は除く。）

届出を要する行為

建築物及び工作物（以下「建築物等」）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、次のいずれかの規模に該当するものが届出の対象です。

| 高さ | 延べ面積 | 壁面の長さ | | | | | | | | |
|---|---|--|---------|---------|-------------|---------|--------|---------|--|--|
|  <p>高さ</p> |  <p>新築 既存 増築部分</p> |  <p>壁面の長さ</p> | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>第1種高度地区</td><td>10mを超える</td></tr> <tr><td>第2種高度地区</td><td>15mを超える</td></tr> <tr><td>第3種、第4種高度地区</td><td>20mを超える</td></tr> <tr><td>その他の地区</td><td>31mを超える</td></tr> </table> <p>塔屋や広告塔などを含めた高さとし、既存の建築物に屋上広告物や工作物などを設ける場合も対象とします。周囲の接する地盤のうち最も低い位置からの見付の高さとし、</p> | 第1種高度地区 | 10mを超える | 第2種高度地区 | 15mを超える | 第3種、第4種高度地区 | 20mを超える | その他の地区 | 31mを超える | <p>10,000㎡を超える</p> <p>増築の場合は、新たに増える部分の延べ面積を対象とします。</p> | <p>70mを超える</p> <p>一棟とみなされる建築物の最も長く見える見付の壁面の長さとし、</p> |
| 第1種高度地区 | 10mを超える | | | | | | | | | |
| 第2種高度地区 | 15mを超える | | | | | | | | | |
| 第3種、第4種高度地区 | 20mを超える | | | | | | | | | |
| その他の地区 | 31mを超える | | | | | | | | | |

行為の制限

建築物等の外観に使用する色彩の制限を右の表のとおり定めています。制限に違反した場合は、景観法第17条第1項の規定に基づき設計等の変更を命令する場合があります。

※表面に着色していない自然石、ガラス等の色彩並びに見付面積の5分の1未満の範囲で使用する色彩は制限の適用から除きます。

| | 色相 | 明度 | 彩度 |
|-----|-----------|----|-----|
| R系 | 0R~9.9R | — | 4以下 |
| YR系 | 0YR~9.9YR | — | 6以下 |
| Y系 | 0Y~4.9Y | — | 6以下 |
| | 5.0Y~9.9Y | — | 4以下 |
| | その他の色相 | — | 2以下 |

*代表する色相のカラーチャートをP10に示します。

■景観計画特定地区

景観計画特定地区内では、建築物等の新築、増築等を行う場合は、原則として建築物等の規模に関わらず届出が必要です。また、行為の制限は地区ごとに定めています。なお、屋外広告物に関して定めた制限は、川崎市屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可をする際の基準になります。

※指定区域の位置及び内容については、市にお問い合わせください。

その他

●景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、市民に親しまれている建造物や樹木で、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができるものについて、所有者の意見を聴いた上で景観重要建造物や景観重要樹木として指定します。

※具体的内容は、市にお問い合わせください。

●屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観計画特定地区のうち、屋外広告物が周囲の景観に対して与える影響が大きいと認められる地区は、川崎市屋外広告物条例に定める一般的な基準に加えて、屋外広告物の表示等に関する行為の制限を定めます。

※具体的内容は、市にお問い合わせください。

●景観重要公共施設の整備及び良好な景観の形成に関する事項

市の景観の骨格を形成する都市拠点や景観軸などの一部を構成する公共施設など、市の良好な景観の形成を実現するために特に重要な公共施設を景観重要公共施設として指定し、整備及び良好な景観の形成に関する事項を定めます。

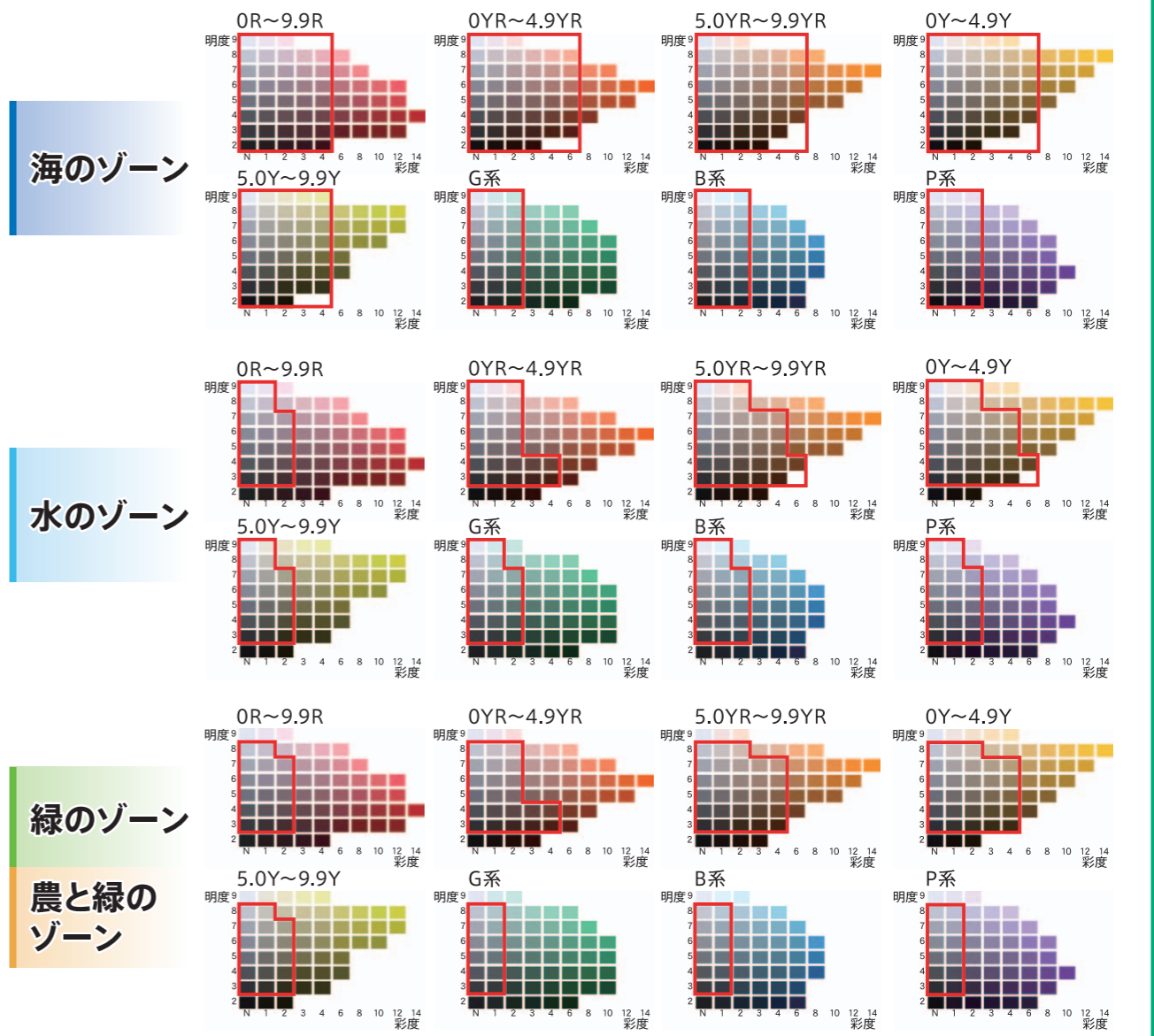
※具体的内容は、市にお問い合わせください。

●景観形成の推進方策

景観計画特定地区、景観協定、都市景観形成地区など多様な景観形成の手法を地域の特性に合わせ柔軟に活用するとともに、公共施設整備においては、地域の景観形成の先導的な役割を果たすよう努め、川崎市の景観形成を推進します。

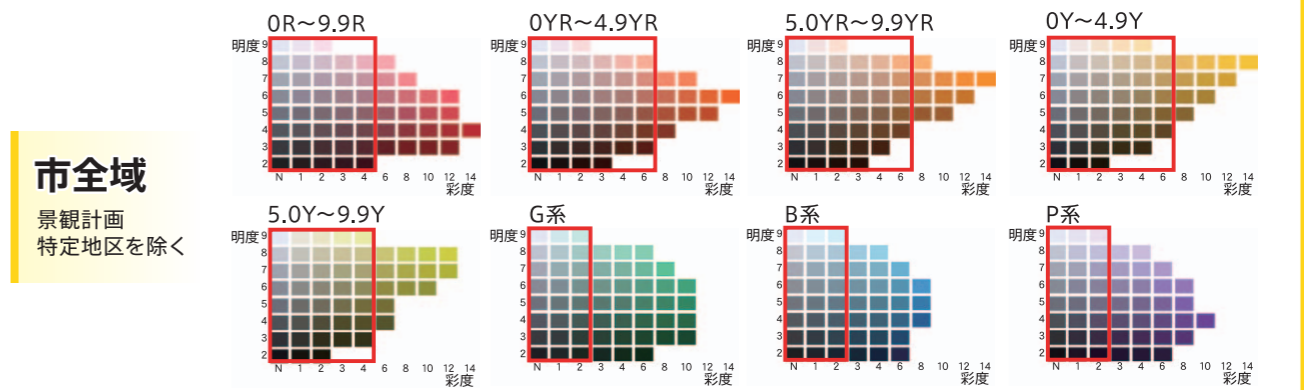
基本とする色彩とは

- 1 ゾーンごとに定めており、届出の対象とならない物件に対しても守ってほしい色彩です。
- 2 基本とする色彩の範囲は、「行為の制限」として定めている色彩の範囲をさらに限定して定めていますが、範囲を超えても勧告や変更命令には至りません。



行為の制限とは

- 1 景観法第8条第2項第3号に基づき定めた制限として、届出の対象となる物件に対して適用されます。
- 2 定めた範囲を超えた場合、勧告や変更命令の対象となります。



市全域

景観計画
特定地区を除く

*赤枠で囲んでいる範囲が、各ゾーンにおける「基本とする色彩」または「行為の制限」の範囲を示しています。
 *色彩は、日本工業規格JIS Z8721（色の表示方法）に定める「色相」「明度」「彩度」の3つの属性の組み合わせで表すマンセル表色系により示しています。
 *「その他の色相」は、GY系・G系・BG系・B系・PB系・P系・RP系のうち代表して、G系・B系・P系のカラーチャートを例示しています。
 *印刷のため、実際の色彩とは異なる場合があります。